

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

地震保険の税務上の取扱い

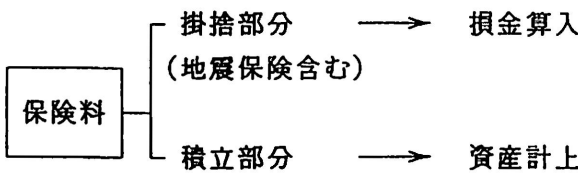
Q：自社が所有している賃貸マンションを対象として火災保険に加入しました。地震保険付きの5年満期の積立型の保険ですが、保険料は全額損金算入されますか。

A：阪神大震災後、地震保険付きの火災保険への加入が増えているようです。

地震保険は、住宅部分のある建物・家財が対象とされ、火災保険に付帯して掛けられますので、地震保険だけの加入はできません。

地震保険の補償額は、火災保険の30%～50%で定められ、限度額は建物1,000万円、家財500万円となっています。

さて、保険料の取扱いですが、ご質問のような積立型の長期保険の場合には、保険料を保険証券等を基に掛け捨て部分と積立部分に分けたうえ、期間の経過に応じて掛け捨て部分を損金算入、積立部分を資産計上します。地震保険は掛け捨てなので、「掛け捨て部分」に含めて損金算入できます。



地震により建物が「全壊」した場合には、地震保険から保険金が支払われますが、この場合、本体の火災保険からの支払いがなくても、建物が全壊したことで保険契約は失効してしまうため、資産計上した積立部分は、保険金の支払いを受けた事業年度において全額損金算入できます。

